

11月12日～25日

女性に対する暴力をなくす運動



女性に対する暴力
根絶のためのシン
ボルマーク▶

配偶者やパートナーからのDV(ドメスティック・バイオレンス)、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などは、女性の人権を著しく侵害するものです。

そこで、国は11月25日の「女性に対する暴力撤廃国際日」までの2週間を、女性に対する暴力をなくす運動期間と定めています。これに伴い市では、セミナーなどを行います。

暴力のない社会づくりを目指すため、女性に対する暴力を決して見逃さないでください。あなたやあなたの身近な人が暴力を受けて困っていたら、ひとりで悩まずに相談してください。

◎DV防止セミナー

「広報あきしま」10月15日号8ページ、市ホームページをご覧ください。

いただくか、問い合わせてください。

◎パネル展

◇日時 11月4日(水)～30日(月)の午前10時～午後8時

◇場所 アキシマエンシス国際交流教養文化棟

◎アキシマクジラ

パープルライトアップ

女性に対する暴力根



絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、アキシマクジラの化石の原寸大レプリカを、紫色のライトで照らします。

◇日時 11月12日(木)～25日(水)の午後5時～10時

◇場所 アキシマエンシス国際交流教養文化棟

☆詳しくは、男女共同参画センター(アキシマエンシス校舎棟内)☎519-2277へ。

▼女性への暴力に関する相談

相談窓口	日時
昭島市男女共同参画センター(アキシマエンシス校舎棟内) ☎519-2277	平日の午前8時30分～午後5時 ※予約制
東京ウィメンズプラザ ☎03-5467-2455	毎日、午前9時～午後9時 ※土・日曜日、祝日を含む
東京都女性相談センター ☎03-5261-3110	平日の午前9時～午後8時
東京都女性相談センター多摩支所 ☎042-522-4232	平日の午前9時～午後4時
性暴力救援センター・東京(SARC東京) ☎03-5607-0799	毎日、24時間 ※土・日曜日、祝日、年末年始を含む
昭島警察署生活安全課 ☎546-0110(代)	平日の午前8時30分～午後5時15分

※SARC東京を除き、年末年始は休みです。

夜間・緊急時は、警察☎110(事件発生時)、または、東京都女性相談センター☎03-5261-3911へ。

◇日時 11月3日(祝)
◇集合時間 午前10時、または、午後2時
◇場所 大日堂(拜島町1-10-14)
※車での来場はできません。



▲大日如来坐像

☆詳しくは、普明寺☎5411009、または、市役所文化財係(アキシマエンシス国際交流教養文化棟内)☎5195717へ。

東京文化財ウィーク2020 大日如来坐像などを特別公開

東京都指定有形文化財の木造大日如来(金剛界)坐像、木造釈迦如来坐像、木造阿弥陀如来坐像を公開します(入場無料/申込不要)。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間



人権擁護委員や法務局職員が、女性に関わる人権問題の相談に、電話で応じます。

◇日時

*11月12日(木)・13日(金)、11月16日(月)～18日(水)の午前8時30分～午後7時

*11月14日(土)・15日(日)の午前10時～午後5時

※強化週間以外でも、平日の午前8時30分～午後5時15分に相談を受け付けています。

◇電話番号 0570-070-810

☆詳しくは、東京法務局人権擁護部第二課☎03-5213-1234、または、市役所オンブズパーソン・人権担当へ。

住宅建て替え中の土地に対する固定資産税などの特例継続の申請を



土地の固定資産税・都市計画税は、基準日である1月1日時点で住宅が建っている場合、特例として軽減されています。

ただし、建て替え予定または建て替え中で基準日に住宅が完成していない場合でも、

要件を満たせば継続して軽減されますので、申請してください。

建て替えではなく、新たに住宅を建築する場合は対象となりません。

☆詳しくは、土地資産税係へ。